

現地機関の見直しの方向性(案)に対する県民意見について

1 県民意見募集（パブリック・コメント）の実施期間

平成 28 年 4 月 28 日から 5 月 30 日まで

2 意見数 7 件（個人 2 名、1 団体）

3 意見内容及び回答

	提出者	意見	回答
1	北信地域 男性	<p>【意見 1】</p> <p>「現地機関の見直しの方向性（案）」では、地域振興局の「『横断的な課題』に対する主体性・総合性の発揮」を実現できるようにするために必要な、地域振興局に新たに整備しなければならない「機能」（「専門性」を含む）が全く明らかにされていない。地域振興局に新たに整備すべき「機能」をまず明らかにし、その整備に必要な（適した）予算、人員等を手当てするというのが、論理的方向性ではないのか。</p> <p>「現地機関の見直しの方向性（案）」では、「横断的な課題」とは、地域振興局が主導し、他の現地機関と連携して解決を目指す課題のことと定義され、その「横断的な課題」の解決に取り組めるようにすることが、地域振興局新設の意義である旨の説明がなされている。しかし、その「横断的な課題」の解決ができるように、地域振興局に整備すべき新たな「機能」の内容が全く提示されていない。</p> <p>地域振興局の「『横断的な課題』に対する主体性・総合性の発揮」を実現するために、必要な予算、人員、権限等を確保することは示されているが、「『横断的な課題』に対する主体性・総合性の発揮」のために必要な政策策定・実施化機能等、新たに整備しなければならない具体的機能のあり方が全く提示されていないのである。</p> <p>地域振興局が、いくら潤沢な予算、人員、権限等を保有できたとしても、それらが、分野横断的な課題の抽出・特定、その課題の解決方策の創出、その解決方策の社会実装などに必要な、政策の策定・実施化を主導できる機能（「専門性」を含む）の発揮のために、活用されうる使い勝手の良い予算、効果的な活動ができる有能な人材、効果的な活動に資する権限等でなければ、この方向性（案）を</p>	<p>現地機関が連携して取り組む「横断的な課題」を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮できるように、地域振興局（仮称）には必要な予算、人員、権限などを持たせることを考えております。</p> <p>地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」については、しあわせ信州創造プラン「地域編」や信州創生戦略など今までに提起されている課題を踏まえつつ、各地域において市町村や県民の皆様のご意見も伺いながら具体化することを想定しています。</p>

		<p>実現することはできない。</p> <p>いずれにしても、まず、地域振興局に整備しなければならない新たな「機能」の具体的な提示がなければ、確保すべき予算や人員等についての具体的な検討のしようが無いということになるのである。</p>	
2	同上	<p>【意見2】</p> <p>諮問に含まれている、県の試験研究機関の見直しの方向性についても、「現地機関の見直しの方向性（案）」の中に提示すべきである。</p> <p>知事が、平成27年6月に長野県行政機構審議会へ諮問した「現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方」には、県の試験研究機関のあり方も含まれていた。したがって、当然、平成28年9月に予定されている答申には、試験研究機関も含まれることになると思われる。しかし、今回の「現地機関の見直しの方向性（案）」には、試験研究機関が含まれていないのはなぜか。本来的には含まれるべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>ご指摘のとおり平成27年6月の長野県行政機構審議会への諮問には試験研究機関についても含まれているところです。</p> <p>試験研究機関については、改めて県民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。</p>
3	同上	<p>【意見3】</p> <p>地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」（例）に、「地域特有の課題」と「全県的な課題」の例示がなされているが、この分類の基準（基本的考え方が）不明確で、分類に論理性や的確性を欠いている。この分類が論理的かつ的確にできないようでは、地域振興局に整備すべき「機能」を論理的かつ的確に特定できないことになる。</p> <p>例えば、「地域特有の課題」に掲げられている「専門人材確保に係る人材バンク」の必要性は、今や「全県的な課題」としてとらえるべきものであるし、「全県的な課題」に掲げられている「観光振興」は、地域特有の観光資源を活用する、地域特有の観光振興戦略の策定・実施化が必要なことから、「地域特有の課題」に位置付けられるべき側面が大きいものである。</p> <p>各地域振興局が、それぞれが担当する地域の課題として把握し、その解決を主導すべき「横断的な課題」を明確にイメージできるようにしておかないと、必要な予算、人員、権限等を合目的的に手当することができないことになる。</p>	<p>「地域特有の課題」と「全県的な課題」には相互に関連する内容が含まれていると認識しております。</p> <p>いずれの課題についても、地域の特性や実情に応じて、地域の横断的な課題として捉え、地域振興局が中心となって取り組んでいくものと考えております。</p> <p>両課題の分類の考え方については、ご指摘のとおり整理が必要であることから、更に検討してまいります。</p>

4	同上	<p>【意見4】</p> <p>地域振興局の機能整備の方向性に、地域の重要な雇用の場である工業の振興戦略の策定・実施化機能を含めるべきである。その中でも特に、地域振興局単位で、飯田下伊那地域における航空機産業クラスター形成への取組みのような、それぞれ優位性のある地域クラスター形成戦略を策定・実施化できる機能を整備することを、「現地機関の見直しの方向性（案）」の中に明確に提示すべきである。</p> <p>地方創生における「しごとづくり」には、地域の重要な雇用の場である工業の振興が不可欠である。地域の工業は、技術力や価格等の面で、非常に厳しい国際競争にさらされ、存亡の危機に直面していると言っても過言ではない。その「危機感」が、飯田下伊那地域での、産学官連携による航空機産業クラスター形成への取組みの「真剣さ」のバックボーンになっているのではないのか。</p> <p>したがって、地域振興局が、担当地域内の市町村等と連携し、当該地域の工業が持続的に発展していけるようにすることに資する、地域工業振興戦略（地域クラスター形成戦略）を策定し、その効果的な推進ができる高度な専門的機能を有することが必要となるが、「現地機関の見直しの方向性（案）」に、その点が含まれているのかが確認できない。</p> <p>地域振興局の機能整備の方向性に、地域工業振興に係る戦略の策定・実施化機能が含まれることを、「現地機関の見直しの方向性（案）」の中で明確に提示していただきたい。</p>	<p>（意見4、5について）</p> <p>地域の工業振興や国際的な視点からの産業振興についても、地域の重要な課題の一つです。</p> <p>地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」については、しあわせ信州創造プラン「地域編」や信州創生戦略など今までに提起されている課題を踏まえつつ、各地域において市町村や県民の皆様のご意見も伺いながら具体化することを想定しています。</p>
5	同上	<p>【意見5】</p> <p>地域振興局の機能整備の方向性に、当該地域の産業（第1次～第3次産業）の振興のために、海外の地域産業との連携等、国際的な視点からの地域産業政策の策定・実施化機能が含まれることを、「現地機関の見直しの方向性（案）」の中に明確に提示すべきである。</p> <p>地域産業の振興のためには、海外の地域産業等とのWin-Winの連携によって、技術力、経営力を高度化し、市場をグローバルに拡大していくことに資する地域産業政策を策定・実施化することが、地域振興局には求められることになる。このことは、「長野県国際戦略」に提示されている政策理念にも整合することにもなる。したがって、地域振興局については、そのような政策的ニーズに十分に応えることができる、高度な専門的機能を</p>	

		<p>有することが必要となる。しかし、「現地機関の見直しの方向性（案）」を見ても、そのようなことを想定しているのか確認できない。</p> <p>地域振興局の機能整備の方向性に、国際連携による地域産業振興に係る政策の策定・実施化機能が含まれることを、「現地機関の見直しの方向性（案）」の中で明確に提示していただきたい。</p>	
6	匿名	<p>地方振興局として機能を発揮する組織改編を行うことは文字で書くことは簡単だが実現はとて難しいように思われる。実際に行うかどうか慎重に検討すべきだと思うし、もし実際に行うのであれば、お金と大勢の職員の手間暇をかけるのだから、本当の意味で無駄にならないようにしてほしい。</p>	<p>地域振興局が地域課題の解決に向けて主体性や総合性を発揮し、県民の期待に応えることができる現地機関となるよう、しっかりと取り組んでまいります。</p>
7	(一社) 長野県建築士会 会長 場々洋介	<p>現在、私共建築士会の活動は県の建築部門から各般にわたるご助言をいただき活発な活動を展開しているところですが、下記のように、建築は今、まちづくりをはじめ災害支援、空き家対策、定住促進などへの拡がりを見せています。</p> <p>今回の現地機関の見直しにあたって、建築は今、多くの「横断的な課題」を抱えていますので、地方事務所「建築課」を「横断的な課題」以外の業務を取り扱っているとして、建設事務所に移管することなく、これまでの組織の縦割りの壁を越えて、さらに横断的な連携が進められ、県と連携した活動が効果的に行えるよう特段のご配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○地球温暖化対策への取り組みについて</p> <p>昨年暮れパリで開催された COP21 で、パリ協定が締結され、今世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排出量を、実質的にはゼロにするという目標が掲げられました。</p> <p>その中で、国内エネルギー消費量の3割を占めるとい住宅については、温室効果ガス削減のためには大きなウエイトを占めており、国でも平成 30 年から住宅について省エネ義務化を目標に掲げ、現在、省エネ施工技術の向上のための講習が精力的に行われているところ。</p> <p>また、長野県においては、全国に先駆けて地球温暖化対策条例を改正し、建築物環境エネルギー性能検討制度等を導入され、建築士は建築主への情報提供に努めているところ</p>	<p>県では、平成 20 年度に実施した本庁組織の見直しにおいて、景観等を含めた都市計画行政を一体的に推進するため、土木部と建築を所管する住宅部を統合し、建設部としました。</p> <p>今回の地方事務所建築課の建設事務所への移管により、本庁（建設部）と現地機関（建設事務所）との組織的な整合が図られることから、都市計画だけでなく、まちづくりや災害対応等において、より一体的な対応が可能になるものと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、建築行政をとりまく課題は、多くの分野と関連しており、県組織としてこれまで以上に横断的、総合的な取組が必要であると認識しています。そのような中、現在も建設事務所は、地方事務所と同様、県の現地機関として横断的な課題に対応しており、業務を行うにあたっては、常に他の現地機関や市町村等との連携に努めているところです。</p> <p>地方事務所建築課の建設事務所へ移管につきましては、地域振興局（仮称）各課、市町村、関係団体の皆様などとこれまでどおり連携できる組織となるよう、これまでと同一の管轄区域を所管するなど、十分配慮してまいります。</p>

です。

しかし、現在の省エネに対する動向を見ると、一般住民の住宅の地球温暖化対策や住宅の省エネについての理解は不十分と思われ、地球温暖化対策の推進のため、県の環境部門と建築部門がこれまでの組織の縦割りの壁を越えて、横断的な連携を一層進められ、啓蒙活動等を展開していただくことが必要で、私ども建築士会も積極的に協力したいと考えています。

○地震災害等への対応について

熊本地震の発生により、応急危険度判定、罹災証明書発行のための被災状況調査などが報道されています。本県でも長野県北部地震、神城断層地震の際、建築士会では、知事との協定により応急危険度判定士への連絡を行い、会員は率先して判定活動に従事していますが、そのほかにも被災者への住宅相談、罹災証明発行のための被災状況調査などについても会員が携わっています。災害支援活動については建築部門だけではなく、防災関係、徴税関係、福祉関係等とも関連があり、災害の際迅速な対応を取るためにも、これまでの組織の縦割りの壁を越えて、さらに横断的な連携をしていただくことが必要です。

○空き家対策への対応について

平成 26 年に制定された空き家対策推進に関する特別措置法に基づき、昨年度、市町村が行う空き家対策を支援するため建築士会では宅建業協会など関係する団体とともに長野県空き家対策支援協議会を結成し、建築士会窓口空き家相談窓口を開設し、建築士による建築相談も実施しています。

空き家相談により空き家問題は、空き家のリフォーム、管理、撤去などに留まらず、相続、税対策、農地等の取り扱い、また、空き家バンクなど移住・定住、地域振興への活用についても期待されており、建築部門だけでなく、県の各部門がこれまでの組織の縦割りの壁を越えて、さらに横断的な連携をしていただくことが必要です。

○まちづくりへの対応について

現在、各地でまちづくり、地域づくりなどの活動が行われ、建築士も積極的にかかわっていますが、まちづくりに関しては、観光関係、商業振興、景観整備、文化財保全・活用、

	<p>農業振興など様々な要素があり、効果的に推進するためには、建築部門だけでなく、これまでの組織の縦割りの壁を越えて、さらに横断的な連携をしていただく必要があります。</p> <p>○地域材の振興について</p> <p>建築士会では、県、関係団体と長野県住まいづくり推進協議会を結成し、地域型住宅グリーン化事業グループの支援を行うなど、木造住宅の振興と地域材の活用に取り組んでいるところですが、伝統ある在来工法を守り、地場産業としての林業の振興を推進するためには、建築部門と林業部門がこれまでの組織の縦割りの壁を越えて、さらに横断的な連携をしていただく必要があります。</p>	
--	--	--

現地機関の見直しの方向性(案)について

～「信州創生」に一丸となって取り組み、県民の期待に応えることができる新たな現地機関を目指して～

総務部行政改革課

1 状況の変化

① 地方創生の取り組み

人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化のため、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」(信州創生戦略)を策定。

→ 施策の展開にあたっては、これまでの組織の縦割りの壁を超えて、横断的な連携や組織の総合力がこれまで以上に求められている。

② 市町村を取り巻く状況

人口減少社会においても、市町村は、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に提供することが求められる。

→ 各市町村業務の効率化に加え、自治体間の連携をより一層推進することが必要。
また、市町村間の連携だけでは対応できない課題についても検討が必要。

2 現地機関の課題等

外部の評価 ～「市町村アンケート」から～

- ① 現地機関における横断的・総合的な取組がやや足りない。
- ② 地域課題を解決するためには、現地機関に権限や予算が必要。
- ③ 現地機関に広域圏での連携調整の役割や小規模町村への支援を期待。

内部の評価 ～「職員討議」から～

- ① 現地機関で横断的な連携を進めるためには、人員、予算、権限が必要。
- ② 職員間での情報共有や、連携に対する意識改革が必要。
- ③ 地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所に分かれていることで、それぞれの専門性が発揮でき、危機管理対応等での迅速性あり。
- ④ 専門性や効率性などの観点から、現地機関で行っている業務の集約や広域化を検討すべき。

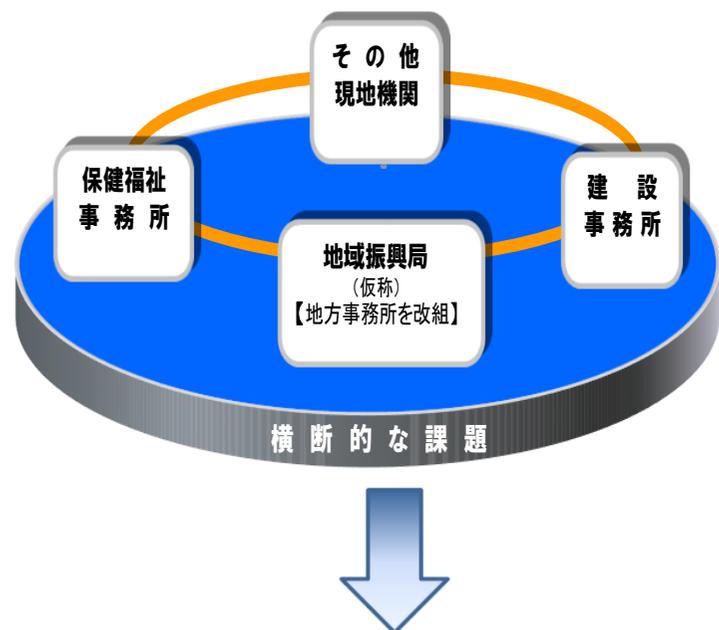
3 見直しの方向性

(1) 基本方針

- ① 地域特有の課題や信州創生で全県的に取り組むべき課題などの「横断的な課題」に対し、現地機関が一丸となって主体的かつ総合的に取り組むことができる組織体制の構築と機能強化
- ② 事務の集約・広域化や権限移譲等による専門性と効率性の向上
- ③ 上記①、②の現地機関の見直しを踏まえ、県と市町村との役割分担のあり方を市町村とともに再検証

(2) ポイント

「横断的な課題」への対応



地域振興局（仮称）について

① 地域振興に取り組む組織体制

- ◆地域振興に力点を置いて取り組み、専門性の高い税務業務を集中・独立させることとし、地方事務所を「地域振興局（仮称）」に改組。
- ◆局は知事・副知事に直結する機関として主体的に業務を行い、併せて本庁の体制も整備。

② 「横断的な課題」に対する主体性・総合性の発揮

- ◆局は地方事務所の業務に加え、現地機関が連携して取り組む「横断的な課題」を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮。
※「横断的な課題」以外の業務については、これまでどおり保健福祉事務所、建設事務所などの各現地機関の長の権限で処理。
- ◆局が中心となり現地機関と連携して取り組む「横断的な課題」に対応するため、必要な予算、人員、権限等を確保する仕組みづくり。
- ◆局長をサポートし、「横断的な課題」への取組を体制・人員面から強化するため、局内に企画振興課（仮称）を設置。

③ 地域特性を反映した組織体制

- ◆局内の課・係の配置は全局一律とせず、地域特性を考慮。
- ◆地域の重要課題に対応する特命担当を必要に応じて配置。

地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」【例】

- ◆**地域特有の課題**：【佐久】専門人材確保に係る人材バンク【諏訪】諏訪湖を中心とした地域振興【下伊那・上伊那】リニア中央新幹線を活用した地域振興、【木曾】御嶽山噴火以降落ち込む地域観光の推進、【北信】北陸新幹線飯山駅を基点とした地域振興 など
- ◆**全県的な課題**：観光振興、6次産業化、移住・定住の促進、信州ACEプロジェクト、地域戦略推進型公共事業 など

業務の集約・整理、県と市町村の役割分担

- ① 職員の専門性を高め、限られた人員で効率的に業務を行うため、業務の簡素化やルールの見直しなどの「しごと改革」、地方事務所にある建築課の建設事務所への移管などの業務の集約・整理を行うとともに、現地機関と本庁との事務分担を見直し、現地機関への権限移譲を推進。
- ② 県と市町村との役割分担について、現状と課題を市町村とともに検証し、今後の取組を推進。その際、県による補完については、小規模町村を中心にその意向も踏まえた上で、実施について検討。